

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分	起 訴 事 件									
	繰 前越 年未 か決 ら件 の数	起 本訴 年件 の数	起合 計 (件 数 ⁺ の [~])	左 の 内 訳				有 罪 に 係 る 人 員 及 び 金 額		
				有 罪 件 数	無 罪 件 数	公消 滅 訴 件 権数	未 決 件 数	懲れ 役た 刑も をの 科の せ人 ら員	罰 金	
									人 員	金 額
	件	件	件	件	件	件	件	人	内 人(社)	千円
申告所得税	-	X	X	X	-	-	-	X	1 X	50,000
法人税	1	X	X	X	-	-	-	X	- X	73,000
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	- -	-
合 計	1	X	X	X	-	-	-	X	1 X	123,000

調査対象等：平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間における事績を示したものである。

(注) 1 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件 数		該当条項	件 数		該当条項	件 数	
法第	外	件	法第	外	件		外	件
238条	-	X	159条	-	X	ほ脱犯規定	-	-
244条	-	-	164条	2	-	両罰規定	-	-
合 計	-	X	合 計	2	X	合 計	-	-

(注) 1 この表は「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。